

# 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」告示に係る

## 全ト協の取り組み案

### 1. 標準的な運賃の告示及び通達に係る解説書（仮称）の作成・配布

会員事業者の運賃・料金設定や荷主との交渉に活用してもらうために、標準的な運賃の告示及び解釈通達に係る解説書を作成し、配布いたします。

### 2. 会員事業者向け説明会の開催

上記解説書を活用した会員事業者向けの説明会を開催し、標準的な運賃の活用方法等の周知徹底を図ります。

### 3. 荷主向け業界紙への広告掲載

荷主向け業界紙に「標準的な運賃」の趣旨等を示す広告を掲載し、荷主企業に対して本制度の周知を図ります。

### 4. 会員事業者が取引する荷主へのパンフレット等の作成・送付

荷主企業等に対して標準的な運賃への理解・協力を求めるため、本制度の概要をまとめたパンフレットを作成するとともに、会員事業者が取引する荷主宛に直接送付いたします、

※新型コロナウイルスにより、トラック事業者向け説明会の開催や荷主企業への働きかけについて、実施のタイミングを十分に検討します。

※各取り組みの詳細については、決まり次第、都道府県トラック協会にお知らせします。